

Ⅲ. 申し合わせ事項について

1. 審判規定改正の確認とその留意点

(1)「一本」は、技を掛けるか、相手が攻撃してくる技を返して、最適な理合い(勢いあるいは弾み)を伴う相応な技術で、仰向けに相手を投げた場合に与える。

- ①「一本」の評価基準は、スピード・力強さ・背中が着く・着地の終わりまでしっかりとコントロールしている、の4点である。
- ②ローリングに関しては、(背中の一部が)着地してから中断せずに背中が着いた場合にのみ「一本」を与える。

(2)「一本」の4つの評価基準すべてを満たしていない場合、「技あり」が与えられる。

- ①「技あり」の評価には、以前の「有効」も含まれる。
- ②「技あり」2つで「一本」(技あり、合わせて一本)として、試合を終了する。
- ③着地してから攻撃動作が継続し、その後ローリングした場合、もしくは体側が着地してからローリングした場合(下肢から肩、もしくは肩から肩から下肢)、「技あり」を与えることができる。
- ④投げられる際に両肘または両手を同時につき着地した場合、「技あり」が与えられる。
- ⑤片肘で着地した場合には、技の効力を認めず、スコアとしての評価を行わない。
- ⑥但し、片肘・尻もち・膝をついて着地し、継続的な流れで直ちに背中を着いた場合には「技あり」が与えられる。
- ⑦受が肘と手をつき着地した場合、「技あり」が与えられる。

(3)「指導」3回目で「反則負け」となる。

(4)故意にブリッジの体勢(背中がアーチ状)で着地したすべての動作は「一本」となる。

- ①(相手の投げ技に対して)背中から着地することやスコアを取られることを防ぐため、故意に頭部を使用する動作(頭・首・脊椎を危険にさらす行為=ヘッドディフェンス)があれば「反則負け」が与えられる。この場合、受はうつ伏せもしくは膝付き状態で着地する。この行為により反則負けが与えられた選手に関しては、次の試合がある場合は出場することができる。
- ②故意ではないヘッドディフェンスの場合、取・受双方にペナルティーを与えないので、以下に挙げる投げ技では、特に注意深く判定を行うこと。背負落・背負投・相手の両袖をつかんだまま施される袖釣込腰・相手の両襟をつかんだまま施される腰車。これらは例であり、別の投技でも故意ではないヘッドディフェンスは起こり得る。

(5)すべてのダイビング行為には反則負けが与えられる。

この行為により反則負けが与えられた選手に関しては、全国高等学校体育連盟柔道専門部の内規により、一連の試合に出場することができない。

(6)標準的な組み手から攻撃を行うまでの時間は延長し、積極性と進展が認められる限り、45秒まで認める。

- ①審判の判断や、選手や観客などの理解を簡潔化するため、いくつかの柔道衣の握り方を含む、すべての標準的でない組み方(ピストルグリップ・ポケットグリップなど)は、そのような組み手になってから直ちに攻撃をすれば認められる。直ちに攻撃しない場合、これらの組み方に対しては「指導」が与えられる。
- ②袖口に指を入れる行為は、従来通り「指導」が与えられる。

(7)組み手における「指導」の適用は以下の通りである。

- ①相手の組み手を切る。
- ②相手の腕や手をたたいて組み手を切る。
- ③攻防に関係の無い行為で相手又は自らの柔道衣（裾部分）を帯から出す。
- ④相手に組み手を持たせないために自らの襟をガードする。
- ⑤相手の手をブロックする。
- ⑥脚を使って相手の組み手を切る。

(8)両腕、特に襟と奥襟を持って相手を屈ませるような状態(ベンディングポジション)にさせ、直ちに攻撃をしない場合、ブロックをしている行為として「指導」が与えられる。

(9)ベアハグを行う場合は、攻撃する選手が**攻撃を行う前に**少なくとも片方の組み手を持っていなければならない。両手同時、もしくはほぼ同時に相手に抱きつく行為(ベアハグ)には「指導」が与えられる。柔道衣に触れただけでは組んでいるとは見なさない。しっかり柔道衣を握っていること。

- ①反則行為を受けた選手が巧みに切り返した技については、そのスコアを認め、且つ反則行為を行った選手に「指導」が与えられる（ダブルポイント）。
- ②3回目の「指導」の場合は、スコアより「反則負け」が優先される。

(10)脚取り、もしくは下穿きをつかむ行為に対しては、毎回「指導」が与えられる。脚取り指導2回での「反則負け」の廃止。

- ①（組み手が無い状態で）帯より下をつかむすべての行為には「指導」が与えられる。
- ②反則行為を受けた選手が巧みに切り返した技については、そのスコアを認め、且つ反則行為を行った選手に「指導」が与えられる（ダブルポイント）。
- ③3回目の「指導」の場合は、スコアより「反則負け」が優先される。

(11)脚を巻き付ける行為は直ちに攻撃しない場合、「指導」が与えられる。河津掛を施した場合、「反則負け」となる。

(12)投げ技の応酬でもつれた場合、返し技で両試合者が同時に着地したときには、スコアは相殺される。時間差があった場合には、最初の技か、後の技かを見極め、いずれか一方の効果的な技のスコアとする。

- ①返し技において、取（返し技をかける側）が畳に着地する衝撃を利用して技を施すことは認めない。
- ②どちらが先に畳に着いたかを見極め、着地した後に選手が施した技（返し技）については、スコアの対象とはしない。
- ③相手の技を防御し転換点があった場合は、返し技を正しく評価すること。
- ④捨て身技の理合いを理解し自滅と見なした場合には、スコアを与えない。
- ⑤どちらの選手も明らかに動作をコントロールすることなく、両選手が同時に着地した場合、双方にスコアを与えない。
- ⑥着地後のいかなる行為も寝技と見なす。

(13)片足が場外に出ている場合、直ちに攻撃しない、もしくは直ちに場内に戻らない場合には、「待て」の宣告後に「指導」が与えられる。アクションなく両足が場外に出た場合も同様。

(14)抑込の時間は、10秒で「技あり」、20秒で「一本」とする。

- ①裏固は（抑え込み技として）有効である。
- ②寝技で（取が）腕や脚を使って（受の）腕を含まず首だけを固めて受をコントロールした場合（抑え込んだ場合）、「待て」を宣告する。

(15)「寝姿勢か立ち姿勢なのか」「寝技から立技への移行について」の判断基準の明確化について。

- ①両選手の両膝が畳についている場合、寝技と見なす。
- ②（立ち技から動きの流れが止まった場合や寝技で攻める意志がなく）相手と一切接触が無い場合、「待て」が宣告される。
- ③腹ばいになった場合、寝姿勢と見なす。
- ④一方の選手が両肘ならびに両手・両膝が同時に畳についた場合、それ以降、相手の選手は寝技に移行する技しか施すことができない。この状態で、投技を施してもスコアにはならない。
- ⑤立ち姿勢の選手が組み手を制御している場合、相手である膝を着いてい

る選手も依然立ち姿勢の状態であると見なし、投げ技の規定が適用される。但し、立ち姿勢の選手が直ちに攻撃しなかった場合、主審は「待て」を宣告する。

- ⑥膝を着いている選手は、投げられるのを防ぐために相手の脚をつかむことはできない。そのような行為を行った場合は「指導」が与えられる。
- ⑦寝技から立技への移行を認める。

(16)寝技において、脚で相手の体を固定して肩三角グリップ(相手の首と片方の肩を両腕で抱える行為)を施すことは禁止行為であり、「待て」が宣告される。

- ①寝技の場合、肩三角グリップを施してもよい。
- ②立技における肩三角グリップは「待て」が宣告される。故意に投技を施した場合、「反則負け」となる。
- ③(肩三角グリップによる投技の行為が)寝技の場面から始まった場合には直ちに「待て」が宣告されなければならない。

(17)両選手が立ち姿勢の状態で関節技・絞技を施すことは禁止とし、その行為が見られた場合、直ちに「待て」が宣告され「指導」が与えられる。但し、これらの行為が(相手にとって)危険である場合、もしくは怪我を負わせるような行為であった場合には、通常通り「反則負け」が与えられる。

- ①投技の動きが終わり、両選手が明らかに寝技に移行した場合に限り、脚をつかんでもよい。立ち姿勢である取は受が寝姿勢であるので、関節技・絞技をかけることができる。
- ②寝技が試合場内で始まり、どちらかの選手の継続した動作により場外に出た場合、「待て」はかけない。
- ③取もしくは受が相手を投げる意志を伴う投技又は返し技を施した場合、寝技(絞技や関節技)への移行は認められる。捨て身技は投げることを目的としたか見極めること。
- ④立技で腕返が施された場合、主審は直ちに「待て」を宣告し「指導」を与える。
- ⑤抑込が宣告されている場面で、受が取の脚を上から、もしくは下から自身の脚を巻き付けた場合には「解けた」が宣告される。

(18)自身もしくは相手の帯、上衣の裾、または指だけで絞技を施すことは禁止とし、その行為が見られた場合、直ちに「待て」が宣告され「指導」が与えられる。

(19)相手の脚を過度に伸展して施す絞技・関節技は禁止とし、その行為が見られた場合、直ちに「待て」が宣告され「指導」が与えられる。

(20)試合中に柔道衣が乱れ、帯より外に上衣の裾(背部を含む)が出た場合、主審の「待て」から「始め」までの間に、選手自ら素早く服装を直すこと。帯も固く締めなければならない。

- ①主審が「待て」を掛けても、乱れた柔道衣を直そうとせず、放置し乱れたまま「始め」を待っている時に、主審より柔道衣を直すよう指示された場合、これを1回目とカウントし、2回目以降はその都度「指導」が与えられる。
- ②合わせて帯も、本人が緩く結ぶことが原因で解け、自ら固く結び直さず主審から指示された場合もカウントの対象となる。
- ③但し、積極的な試合展開で、例えば柔道衣の上衣がすっぽり脱げた場合に服装を直す指示を主審が行ってもカウントされない。

(21)時間を稼ぐ目的で柔道衣もしくは帯を乱した場合、「指導」が与えられる。

より効率的に、より良い組み手で組むことができるように、柔道衣の上衣はきつく縛った状態の帯の中に収まっていなければならない。そして、選手は主審が「待て」を宣告してから「はじめ」を宣告するまでの間に、上衣を素早く直すこと。

2. 取り扱い統一条項について-----

(1)厳密に禁止事項の見極めを行う。

(2)スコアやペナルティーをどちらに与えるかが明確でない場合、フェアプレー精神の観点か

らいかなる決定も下さず、試合が継続されることが望ましい。

(3)危険と思われる場合は、機を失せず「待て」の宣告をし、傷害事故を未然に防ぐようにする。試合開始前に試合場内外の安全確保を行うこと。

(4)寝技においては攻防をよく見て、進展がある場合は「待て」をかけない。寝技が試合場内で始まり、どちらかの選手の継続した動作があれば場外に出たとしても「待て」をかけない。

- ①抑込が場内で宣告された場合、両者が場外に出ても抑込は継続される。
- ②場外で抑込が施されている時に、抑え込まれていた選手が継続性をもって主導権を奪い返し「解けた」後に逆転の抑込となった場合、「抑込」を宣告する。
- ③寝技を理解し、審判員による個人差をなくすこと。
- ④副審も、極端に長い場合を除いて「待て」を要求するジェスチャーをしない。

(5)関節技や絞め技において、「見込み」での一本はとらない。

(6)ゴールデンスコアにおいて勝負が決する「指導」を与えるときは、必ず合議を行う。

(7)規定試合時間内に同時一本・両者反則負けとなった場合には、スコアボードをリセットし、ゴールデンスコアに移行する。延長戦においても同様で、再度スコアボードをリセットしてゴールデンスコア方式の延長戦を行い、必ず勝敗を決する。

(8)1回戦よりCAREシステムを導入する。

(9)審判委員(ジュリー)は、重大な過誤が見られた場合にのみ、CAREシステムを活用して助言することができる。審判委員(ジュリー)が試合を中断できるのは、以下の通りである。

- ①投げ技の評価の高低やノースコア、差し違えの疑いがあった場合
- ②返し技やすかし技などで明確な指示がないときや不安定な場合
- ③得点表示板・時計等の確認や訂正の場合
- ④その他、審判委員が必要と認めた場合

(10)服装検査は審判員または係員が試合前に正確に検査する。検査合格後、違法行為等によって改ざんが認められた場合は規定通り、「棄権勝ち」や「反則負け」が適用される。

以上の検査が正確に行われていない場合は選手の責任とせず、試合中であれば柔道衣の場合は取り替え異物の場合は除去して試合を続行させる。

(11)試合中、審判に意見(抗議)を言う監督に対して、3人の審判で合議し、その監督に対して言動を慎むように注意し、なお続くようであれば、その監督を退場させる。その上で、監督のいない選手又はチームの試合を没収する。

(12)監督・コーチは、試合が止まっている間(「待て」から「始め」の間)のみ、選手に対して指示を与えることができる。試合続行中は、選手に対して指示を与えることが許されない。

- ①違反した場合、1回目は審判員が合議の上、口頭による注意をする。
- ②1回目の注意で改善されない場合は、審判員が大会委員長または審判長に報告の上、大会委員長または審判長の責任のもとにその試合が終了するまで試合場フロアの外へ退去させる。但し、試合はその後も続行する。
- ③次の試合から、またコーチ席に座ることができるが、その後も改善が見られない場合は、その大会期間を通して試合場フロアへの入場を禁止することもある。

(13)柔道精神に反する行為やダイビングによる「反則負け」となった試合者は、その後の一連の試合に出場することができない。その試合の主審は、速やかに審判長にその旨を報告すること。

(14)国際柔道連盟認証ラベル(赤枠・赤文字)のある新規格柔道衣(上衣・下穿)を着用すること。帯については認証ラベルがあればよい。女子の黒帯は中央に白線入りのものを使用することも認める。

(15)柔道衣コントロールは、開会式前に一斉に行なう。第1支部審判員→第2支部選手、以下同様に第4支部審判員→第1支部選手。

- ①上衣(帯から下の部分)は、完全に臀部を覆っていなければならない。
- ②腕を水平に挙げた位置で、測定器全体が袖の中に、完全にそして滑らかに入る。
- ③上衣の袖は手首も含めた前腕部を完全に覆わなくてはならない。
- ④上衣を前で重ねる箇所の交差部分の幅は、帯の高さにおいて20cm以上であること。
- ⑤胸骨の一番上から上衣の重なり合っている箇所の距離は、垂直で10cm未満でなければならない。

3.大会毎に申し合わせる事項について-----

申し合わせる内容について、事前に参加チーム・選手に連絡しなければならない。

(1)大会で適用される競技規則に関すること

- ①判定基準について
- ②試合時間について
- ③禁止事項について
- ④取り扱い統一条項について
- ⑤柔道衣検査について

(2)審判員に関すること

- ①服装について
- ②審判員の割り当てについて
- ③柔道衣検査の方法について

(3)教育的配慮について

国際柔道連盟試合審判規定適用に当たっては、対象が高校生であることを配慮し、常に教育的観点から判断するようにする。

(4)危険防止について

危険防止などは特に配慮し、危険と認められたときは、ただちに試合を中断するなどの適確な処置を講ずる必要がある。

(5)審判員資格について

審判員は、全日本柔道連盟公認審判員資格を有する加盟校の引率責任教諭・監督及び支部長推薦者を原則とする。また、それ以外に必要な場合は常任委員会で推薦された者がこれに当たる。

(6)応援について

- ①各大会は、あくまでも学校教育の一貫として実施するものである。そして、柔道を修業する者にとって試合場は、その精神をいかんなく発揮する場であり、選手自身の意志で試合を行うことの重要性を認識させなければならない。また、円滑な大会運営や審判の正確を期すなどの観点から、応援について規制するものとする。
- ②会場内における選手ならびに自校関係者の応援については、監督がすべてを掌握し、その責任を負うものとする。
- ③試合中の技術指導・声援は行わないようにする。
- ④会場内においては、選手・応援者ともに服装・態度を乱さないように注意する。
- ⑤午前8時以前に試合会場に入場しないこと。

(7)IDカードについて

- ①都大会の際には、監督・引率教諭が試合場に入場するには、総会で配付されたIDカード(氏名は各校で記入)の提示が必要となる。大会の際には必ず携帯すること。なお、紛失の際には再発行となり、実費がかかるので注意すること。
- ②付添生徒は、都大会受付の際に貸与し、当日の内に大会本部に必ず返却すること。
- ③IDカードの使用について、各支部大会においても遵守すること。

④上記に反した場合は、当該校の退場を求めることができる。

(8)選手の補充について。

団体戦・個人戦の双方に出場する選手が個人戦で負傷棄権した場合は、団体戦の選手変更を1名に限り認める。

(9)計量における特別措置

団体戦・個人戦が2日連続で開催される場合、双方に出場する選手は初日の計量のみで翌日の大会に出場することを認める。

4.ゼッケンについて.....

都大会・支部大会に出場する選手は、以下の通りゼッケンを各校(各個人)で用意し、柔道衣の背面につけて大会に出場すること。ゼッケンの無い場合や不備がある場合は、失格となり、試合に出場することができない。

- ①布地には白色(晒太綾)で大きさは25cm×30cmから30cm×35cmの四方の範囲。
- ②苗字を上部2/3、校名を下1/3にゴシック又は楷書で男子は黒字、女子は朱字で記載する。
- ③縫い付けの場所は後ろ襟から10cm下部とし、対角線にも強い糸で縫い付ける。

